

香川県文化財保存活用基金条例議案

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2第1項の規定により定める文化財保存活用大綱に基づき、文化財を守り、伝え、魅力ある地域づくりを推進する事業を円滑に実施するため、個人又は法人その他の団体から募った寄附金を活用し、香川県文化財保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第6号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。） の手数料及び	略			1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。） の手数料及び	略		

同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料			
1の2 廃止された私立学校、私立の専修学校又は私立の各種学校証明手数料	生徒又は学生であった者に係る卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位取得証明書又は調査書（県の保有する情報に係るものに限る。）	1件	400円
2 納税証明手数料（香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第92条及び第95条の規定による納税証明を除く。）	略		
3～105 略			
106 危険物取扱者保安講習受講申請手数料		1件	5,300円
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 略 浮き屋根式特定屋外		

同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料			
2 納税証明手数料（香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第92条及び第95条の規定による納税証明を除く。）	略		
3～105 略			
106 危険物取扱者保安講習受講申請手数料		1件	4,700円
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 略 浮き屋根式特定屋外		

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>145万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>172万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>192万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>236万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	<u>274万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>564万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリ	1件	<u>724万円</u>

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>118万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>141万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>159万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>195万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	<u>227万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>455万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリ	1件	<u>582万円</u>

	<p>ットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</p> <p>略</p>	1件	<u>879万円</u>		<p>ットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</p> <p>略</p>	1件	<u>707万円</u>
108~117 略				108~117 略			
118 高压ガス製造許可・承認申請手数料	<p>高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項、119の項、122の項及び123の項において「法」という。） 第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）</p> <p>略</p> <p>法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p> <p><u>当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者</u> <u>その他の者</u></p>	1件	<u>6,000円</u>	118 高压ガス製造許可・承認申請手数料	<p>高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項、119の項、122の項及び123の項において「法」という。） 第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）</p> <p>略</p> <p>法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p>		

<u>処理容積が1,000 万立方メートル以 上の設備</u>	略	<u>処理容積が1,000万 立方メートル以上の 設備</u>	1件	91,000円
<u>処理容積が500万 立方メートル以上 1,000万立方メー トル未満の設備</u>	略	<u>処理容積が500万立 方メートル以上 1,000万立方メー トル未満の設備</u>	1件	75,000円
<u>処理容積が100万 立方メートル以上 500万立方メー トル未満の設備</u>	略	<u>処理容積が100万立 方メートル以上500 万立方メートル未満 の設備</u>	1件	6万円
<u>処理容積が50万立 方メートル以上 100万立方メー トル未満の設備</u>	略	<u>処理容積が50万立 方メートル以上100万 立方メートル未満の 設備</u>	1件	44,000円
<u>処理容積が10万立 方メートル以上50 万立方メートル未 満の設備</u>	略	<u>処理容積が10万立 方メートル以上50万立 方メートル未満の設 備</u>	1件	27,000円
<u>処理容積が25,000 立方メートル以上 10万立方メートル 未満の設備</u>	略	<u>処理容積が25,000立 方メートル以上10万 立方メートル未満の 設備</u>	1件	21,000円
<u>処理容積が5,000 立方メートル以上 25,000立方メー トル未満の設備</u>	略	<u>処理容積が5,000立 方メートル以上 25,000立方メートル 未満の設備</u>	1件	16,000円
<u>処理容積が1,000 立方メートル以上 5,000立方メー トル未満の設備</u>	略	<u>処理容積が1,000立 方メートル以上 5,000立方メートル 未満の設備</u>	1件	13,000円
<u>処理容積が200立 方メートル以上 1,000立方メー トル未満の設備</u>	略	<u>処理容積が200立 方メートル以上1,000 立方メートル未満の 設備</u>	1件	11,000円

	処理容積が100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	略
--	------------------------------------	---

	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件	7,400円
--	--------------------------------	----	--------

119~121 略

119~121 略

122 高圧ガス製造施設又は高圧ガス第一種貯蔵所完成検査手数料	1件	118の項から121の項までの区分の欄の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項又は第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
---------------------------------	----	---

122 高圧ガス製造施設又は高圧ガス第一種貯蔵所完成検査手数料	1件	118の項から121の項までの区分の欄の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項又は第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
---------------------------------	----	---

123~150 略

123~150 略

151 液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項及び152の項において「法」という。）第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	1件	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
略			

152～251 略			
252 介護支援専門員実務研修手数料		1件	54,000円
252の2 介護		1件	39,000円

151 液化石油ガス貯蔵施設等完成検査手数料	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項及び152の項において「法」という。）第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	1件	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
略			

152～251 略			
252 介護支援専門員実務研修手数料		1件	55,000円
252の2 介護		1件	53,000円

支援専門員再 研修手数料			
253 介護支援 専門員更新研 修手数料		1件	39,000円
254~257 略			
258 主任介護 支援専門員研 修手数料		1件	39,000円
258の2 主任 介護支援専門 員更新研修手 数料		1件	41,000円
259~570 略			
571から573ま で 削除			
574~598 略			

備考
略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
-----	-----

支援専門員再 研修手数料			
253 介護支援 専門員証更新 研修手数料	実務経験を有しない者 その他の者	1件 1件	53,000円 4万円
254~257 略			
258 主任介護 支援専門員研 修手数料		1件	4万円
258の2 主任 介護支援専門 員更新研修手 数料		1件	42,000円
259~570 略			
571 建築士免 許手数料	二級建築士又は木造建 築士免許	1件	24,400円
571の2 建築 士免許証書換 え交付手数料	二級建築士又は木造建 築士免許証	1件	5,900円
571の3 建築 士免許証再交 付手数料	二級建築士又は木造建 築士免許証	1件	5,900円
572 建築士事 務所登録手数 料	一級建築士事務所登録 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所登録	1件 1件	17,000円 12,000円
573 建築士事 務所登録証明 手数料		1件	400円
574~598 略			

備考
略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
-----	-----

1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験	
甲種危険物取扱者試験	1件 7,200円
乙種危険物取扱者試験	1件 5,300円
丙種危険物取扱者試験	1件 4,200円
4 消防法第17条の8第1項の消防設備士試験	
甲種消防設備士試験	1件 6,600円
乙種消防設備士試験	1件 4,400円
5～12 略	
13 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の技能検定試験のうち学科試験	略
14 建築士法（昭和25年法律第202号。15の項から18の項までにおいて「法」という。）第4条第3項に規定する二級建築士又は木造建築士の免許	1件 24,400円
15 法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付	1件 5,900円
16 法第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	略
17 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録	
一級建築士事務所の登録	1件 17,000円
二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	1件 12,000円
18 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録を受けていることの証明	1件 400円
19 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	略

1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験	
甲種危険物取扱者試験	1件 6,600円
乙種危険物取扱者試験	1件 4,600円
丙種危険物取扱者試験	1件 3,700円
4 消防法第17条の8第1項の消防設備士試験	
甲種消防設備士試験	1件 5,700円
乙種消防設備士試験	1件 3,800円
5～12 略	
13 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の技能検定試験のうち学科試験	略
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	略
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部106の項並びに別表第2の3の項及び4の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																							
<p>（占有又は使用の許可） 第8条 略</p> <p>（占有料及び使用料） 第9条 略</p> <p>別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>11 港湾環境整備施設使用料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>キャットスルプロムナード</td> <td>駐車場</td> <td>1台につき30分までごと</td> <td>150円 20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的広場</td> <td>1日</td> <td>1平方メートルにつき</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	備考	1～10	略				11 港湾環境整備施設使用料	略					キャットスルプロムナード	駐車場	1台につき30分までごと	150円 20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。		多目的広場	1日	1平方メートルにつき	25円		略				<p>（占有又は使用の許可） 第8条 略</p> <p>2 港湾施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。その使用期間を延長しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>（占有料及び使用料） 第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占有料又は使用料を県に納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>11 港湾環境整備施設使用料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>キャットスルプロムナード</td> <td>駐車場</td> <td>1台につき30分までごと</td> <td>150円 20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	備考	1～10	略				11 港湾環境整備施設使用料	略					キャットスルプロムナード	駐車場	1台につき30分までごと	150円 20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。		略			
種別	区分	単位	金額	備考																																																				
1～10	略																																																							
11 港湾環境整備施設使用料	略																																																							
	キャットスルプロムナード	駐車場	1台につき30分までごと	150円 20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。																																																				
	多目的広場	1日	1平方メートルにつき	25円																																																				
	略																																																							
種別	区分	単位	金額	備考																																																				
1～10	略																																																							
11 港湾環境整備施設使用料	略																																																							
	キャットスルプロムナード	駐車場	1台につき30分までごと	150円 20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。																																																				
	略																																																							

備考
略
2～4 略

備考
略
2～4 略

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 キャッスルプロムナード多目的広場を使用しようとする者は、この条例の施行の日前においても、香川県港湾管理条例第8条第2項の規定の例により、使用の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、同日において同項の許可を受けたものとみなす。

香川県使用料、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1~569 略				1~569 略			
570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略			570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略		
<u>570の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の接道に関する認定申請手数料</u>		1件	27,000円				
<u>570の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の道路内の建築認定申請手数料</u>		1件	27,000円				

571 建築士免許手数料 略

571の2～598 略

備考
略

571 建築士免許手数料 略

571の2～598 略

備考
略

(建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造の建築物(主要構造部を準耐火構造としたもの<u>(特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。)</u>を除く。)の教室(生徒、児童、幼児又は園児を収容する居室を含む。)で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) <u>特定主要構造部</u>を耐火構造とすること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。))又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。)又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条(第4号を除く。)及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有</p>	<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造の建築物(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。)の教室(生徒、児童、幼児又は園児を収容する居室を含む。)で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>主要構造部</u>を耐火構造とすること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。)又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条(第4号を除く。)及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有</p>

するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 略

第9節 耐火建築物の特定主要構造部に対する制限の特例

第28条の3 特定主要構造部が令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第3条第1号、第9条、第14条第4項、第19条並びに第22条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第19条及び第22条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第3条第1号、第9条、第14条第4項及び第22条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 略

第9節 耐火建築物の主要構造部に対する制限の特例

第28条の3 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第3条第1項第1号、第9条、第14条第4項、第19条並びに第22条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第19条及び第22条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第3条第1項第1号、第9条、第14条第4項及び第22条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第9号

香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～243 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>244 削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>245～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">試験等</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～243 略				244 削除				245～598 略				試験等	手数料			<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～243 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>244 調理師試験手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>245～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">試験等</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～243 略				244 調理師試験手数料		1件	6,100円	245～598 略				試験等	手数料		
種別	区分	単位	金額																																						
1～243 略																																									
244 削除																																									
245～598 略																																									
試験等	手数料																																								
種別	区分	単位	金額																																						
1～243 略																																									
244 調理師試験手数料		1件	6,100円																																						
245～598 略																																									
試験等	手数料																																								

1～8 略		
9 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の調理師試験	1件	6,400円
10～15 略		

1～8 略		
9 削除		
10～15 略		

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3条 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20の2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 調理師法（昭和33年法律第147号）<u>及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>22～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1～20の2 略		21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略	22～37 略		<p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20の2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 調理師法（昭和33年法律第147号）<u>、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則</u>の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</td> <td>高松市</td> </tr> <tr> <td>22～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1～20の2 略		21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則</u> の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市	22～37 略	
書 類	市 町																
1～20の2 略																	
21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略																
22～37 略																	
書 類	市 町																
1～20の2 略																	
21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則</u> の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市																
22～37 略																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第10号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(種別及び手数料の額) 第2条 略		(種別及び手数料の額) 第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準をいう。以下「算定方法」という。）に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 2 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種 別	手 数 料	種 別	手 数 料
1 大気及び騒音に関する試験		1 大気及び騒音に関する試験	
(1) 室内空気に関するもの	1件 16,840円を超えない範囲で規則で定める額	(1) <u>ダイオキシン類を測定するもの</u>	1件 <u>204,090円を超えない範囲で規則で定める額</u>
(2) 騒音に関するもの	1件 45,320円を超えない範囲で規則で定める額	(2) <u>その他のもの</u>	
(3) 大気汚染に関するもの	1件 23,380円を超えない範囲で規則で定める額	ア 室内空気に関するもの	1件 16,050円を超えない範囲で規則で定める額
(4) 煙道排ガスに関するもの	1件 74,770円を超えない	イ 騒音に関するもの	1件 42,650円を超えない範囲で規則で定める額
		ウ 大気汚染に関するもの	1件 22,540円を超えない範囲で規則で定める額
		エ 煙道排ガスに関するもの	1件 34,930円を超えない

2	食品衛生に関する試験	範囲で規則で定める額 1件 <u>33,540円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
3	水質に関する試験	
	(1) 飲料水に関するもの	1件 <u>3,590円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
	(2) 海水浴場等に関するもの	1件 <u>13,280円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
	(3) 公害に関するもの	1件 <u>29,260円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
4	底質、土壌及び廃棄物に関する試験	1件 <u>32,160円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
5	温泉分析	1件 <u>79,550円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
6	家庭用品に関する試験 有害物質を含有する家庭用品の規制 に関する法律（昭和48年法律第112号） に基づく有害物質試験	1件 <u>19,300円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
7・8	略	

2	食品衛生に関する試験	範囲で規則で定める額 1件 <u>44,030円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
3	水質に関する試験	
	(1) <u>ダイオキシン類を測定するもの</u>	1件 <u>172,110円</u>
	(2) <u>その他のもの</u>	
	ア 飲料水に関するもの	1件 <u>16,190円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
	イ 海水浴場等に関するもの	1件 <u>11,920円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
	ウ 公害に関するもの	1件 <u>27,200円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
4	底質、土壌及び廃棄物に関する試験	
	(1) <u>ダイオキシン類を測定するもの</u>	1件 <u>171,430円</u>
	(2) <u>その他のもの</u>	1件 <u>30,080円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
5	温泉分析	1件 <u>78,760円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
6	家庭用品に関する試験 有害物質を含有する家庭用品の規制 に関する法律（昭和48年法律第112号） に基づく有害物質試験	1件 <u>16,560円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
7・8	略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第11号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 前各号に掲げる事務以外の事務 別表第11</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6 猟銃技能講習手数料</td> <td></td> <td>1回につき<u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">7～17 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p>	種 別	区 分	金 額	1～5 略			6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>14,000円</u>	7～17 略			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6</p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく事務 別表第9</p> <p>(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務 別表第10</p> <p><u>(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務 別表第11</u></p> <p>(12) 前各号に掲げる事務以外の事務 別表第12</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6 猟銃技能講習手数料</td> <td></td> <td>1回につき<u>12,700円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">7～17 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p>	種 別	区 分	金 額	1～5 略			6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>12,700円</u>	7～17 略		
種 別	区 分	金 額																							
1～5 略																									
6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>14,000円</u>																							
7～17 略																									
種 別	区 分	金 額																							
1～5 略																									
6 猟銃技能講習手数料		1回につき <u>12,700円</u>																							
7～17 略																									

種 別	区 分	金 額
1 及び 2 削 除		
3～32 略		

備考
略

別表第9（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1 略		
2 削除		
3 警備業認 定更新申請 手数料	略	
4 削除		
5～18 略		

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
自動車運転代行業認定申請手数料	略

種 別	区 分	金 額
1 パーキン グ・メータ ー作動手数 料		1回につき200円
2 パーキン グ・チケッ ト発給手数 料		1回につき200円
3～32 略		

備考
略

別表第9（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1 略		
2 警備業認 定証再交付 手数料		1件につき2,000円
3 警備業認 定証更新申 請手数料	略	
4 警備業認 定証書換え 手数料		1件につき2,200円
5～18 略		

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	略
2 自動車運転代行業認定証再交付手数料	1件につき1,700円
3 自動車運転代行業認定証書換え手数料	1件につき2,100円

別表第11（第2条関係）

種 別	金 額
1 探偵業届出証明書交付手数料	1件につき3,600円
2 探偵業変更届出証明書交付手数料	1件につき1,600円
3 探偵業届出証明書再交付手数料	1件につき1,100円

別表第11（第2条関係）

略

別表第12（第2条関係）

略

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の講習の受講申込みに係る手数料について適用し、同日前の講習の受講申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 55%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1~246の9 略</td> </tr> <tr> <td>246の10 介護医療院開設許可更新申請手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>246の11 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">246の12 略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1~246の9 略				246の10 介護医療院開設許可更新申請手数料	略			246の11 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)	略			246の12 略				<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 55%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1~246の9 略</td> </tr> <tr> <td>246の10 介護医療院開設許可更新申請手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>246の11 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u></td> <td></td> <td>1件</td> <td><u>33,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>246の12 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u></td> <td></td> <td>1件</td> <td><u>33,000円</u></td> </tr> <tr> <td>246の13 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">246の14 略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1~246の9 略				246の10 介護医療院開設許可更新申請手数料	略			<u>246の11 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u>		1件	<u>33,000円</u>	<u>246の12 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>		1件	<u>33,000円</u>	246の13 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)	略			246の14 略			
種別	区分	単位	金額																																														
1~246の9 略																																																	
246の10 介護医療院開設許可更新申請手数料	略																																																
246の11 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)	略																																																
246の12 略																																																	
種別	区分	単位	金額																																														
1~246の9 略																																																	
246の10 介護医療院開設許可更新申請手数料	略																																																
<u>246の11 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u>		1件	<u>33,000円</u>																																														
<u>246の12 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>		1件	<u>33,000円</u>																																														
246の13 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)	略																																																
246の14 略																																																	

247～598 略

備考
略

247～598 略

備考
略

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(同法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項(同法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。)、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法(昭和25年法律第144号)第39条第1項、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項及び第68条の5第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号(同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))、第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(同法第37条第2項、第38条第3項(同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。))及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。)、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに<u>就学前の子ども</u>に関する教</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(同法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項(同法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。)、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法(昭和25年法律第144号)第39条第1項、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項及び第68条の5第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号(同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))、第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(同法第37条第2項、第38条第3項(同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。))及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。)、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項、<u>就学前の子どもに関する教</u></p>

る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 略

（基準の一般原則）

第3条 略

（業務の質の評価等）

第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から18の2の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。

（基準の一般原則）

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。
2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

（業務の質の評価等）

第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～18 略	
18の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	略

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	略		

社会福祉施設等	法令
1～18 略	
18の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	略
19 <u>平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>	<u>健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）</u>

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	略		
健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定	<u>第36条第2項</u> <u>第39条第2項第1号イ(2)、第40条第2項第1号イ(2)及び第41条第2項第1号イ(2)</u>	<u>2年間</u> <u>おおむね10人</u>	<u>5年間</u> <u>10人</u>

	によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準		
--	---	--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第13号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例議案

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>住民基本台帳法に基づく<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報</u>（以下「<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(県内の市町の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>(<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関</p>	<p>住民基本台帳法に基づく<u>本人確認情報</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>本人確認情報</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>本人確認情報</u>を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 法第30条の13第1項の条例で定める県内の市町の執行機関（次条及び別表第1において「<u>県内の市町の執行機関</u>」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(県内の市町の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</p> <p>(<u>本人確認情報</u>を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第</p>

する条例（平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。）別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等の利用又は提供の状況の公表）

第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項若しくは第2項又は第30条の44の6第1項若しくは第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の利用又は提供の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び事務）

第6条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の県の執行機関」という。）は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事を除く。）とし、同号の条例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の15第2項又は第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等の保護に関する審議会）

第8条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の審議会は、香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）第6条第1項に規定する香川県個人情報保護審議会とする。

（自己の都道府県知事保存本人確認情報等の開示に係る費用の負担）

第9条 法第30条の32第2項本文（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により書面による都道府県知事保存本人確認情報等の開

示する条例（平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。）別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報の利用の状況の公表）

第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務）

第6条 法第30条の15第2項第2号の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の県の執行機関」という。）は、番号利用条例別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事を除く。）とし、同号の条例で定める事務は、当該執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第8条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）第6条第1項に規定する香川県個人情報保護審議会とする。

（自己の本人確認情報の開示に係る費用の負担）

第9条 法第30条の32第2項本文の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければ

示を受ける者は、当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

別表第1（第2条関係）

提供を受ける 県内の市町の 執行機関	事務
高松市長	法別表第5第1号の5に掲げる事務

ならない。

別表第1（第2条関係）

提供を受ける 県内の市町の 執行機関	事務
高松市長	法別表第5第1号の3に掲げる事務

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用等)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用等)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

(特定個人情報の提供)

第5条 略

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1～3	略
4 知事	特定個人番号利用事務
5～7	略
8 教育委員会	特定個人番号利用事務

備考 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1	略
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、規則で定めるもの
2の2・2の3	略
3 知事	香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）による同条例第2条第4号に規定する準特定優良賃貸住宅又は同条例第5号に規定する特別県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務
5	略
6 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
7	略
8 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務

備考 略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	利用特定個人情報のうち児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	法別表第2の第4欄に規定する児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定

		支給に関する情報であって、規則で定めるもの
2の2 略		
3 知事	別表第1の3の項に掲げる事務	利用特定個人情報のうち生活保護関係情報（以下「生活保護関係情報」という。）、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって、規則で定めるもの
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護関係情報の提供を受ける事務にあつては、外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものを含む。）
5 略		
6 教育委員会	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 略			
2 知事	生活保護法によ	略	

		医療費の支給に関する情報であって、規則で定めるもの
2の2 略		
3 知事	別表第1の3の項に掲げる事務	法別表第2の第4欄に規定する生活保護関係情報（以下「生活保護関係情報」という。）、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって、規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護関係情報の提供を受ける事務にあつては、外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものを含む。）
5 略		
6 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 略			
2 知事	法別表第2の26	教育委員会	別表第1の6の項

	<u>る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
3 略			
4 知事	<u>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	略	
5 知事	<u>特定個人番号利用事務</u>	教育委員会	<u>利用特定個人情報</u>
6 略			
7 教育委員会	<u>特定個人番号利用事務</u>	知事	<u>利用特定個人情報</u>

	<u>の項の第2欄に掲げる事務</u>		<u>に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>
3 略			
4 知事	<u>法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務</u>	教育委員会	<u>別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>
5 知事	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>	教育委員会	<u>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>
6 略			
7 教育委員会	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>	知事	<u>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第15号

香川県精神保健福祉センター条例等の一部を改正する条例議案

(香川県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第1条 香川県精神保健福祉センター条例(昭和42年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び <u>援助</u> のうち複雑又は困難なものは困難なもの (4)～(9) 略	(業務) 第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び <u>指導</u> のうち複雑又は困難なものは困難なもの (4)～(9) 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(精神保健福祉業務手当) 第11条 略 (1)・(2) 略 (3) 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は <u>援助</u> の業務に従事した場合 2 略	(精神保健福祉業務手当) 第11条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) 略 (3) 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は <u>指導</u> の業務に従事した場合 2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成19年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第2項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第16号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例議案

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料等)</p> <p>第5条 大学の授業料、入学選考の手数料、<u>入学金、学位論文審査手数料及び証明手数料</u>は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p>	<p>(授業料等)</p> <p>第5条 大学の授業料、入学選考の手数料及び入学金は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～236</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>237 香川県立保健医療大学入学金</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>238 香川県立保健医療</td> <td>博士課程の</td> <td>1件</td> <td>57,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～236	略			237 香川県立保健医療大学入学金	略			238 香川県立保健医療	博士課程の	1件	57,000円	<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～236</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>237 香川県立保健医療大学入学金</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～236	略			237 香川県立保健医療大学入学金	略		
種別	区分	単位	金額																										
1～236	略																												
237 香川県立保健医療大学入学金	略																												
238 香川県立保健医療	博士課程の	1件	57,000円																										
種別	区分	単位	金額																										
1～236	略																												
237 香川県立保健医療大学入学金	略																												

大学学位論文審査手数料	後期の課程 を修了しな かった者		
239 香川県立保健医療 大学証明手数料	略		
240及び241 削除			
242～598 略			

備考
略

238 香川県立保健医療 大学証明手数料	略		
239から241まで 削除			
242～598 略			

備考
略

第17号

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数が100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)</p> <p>第5条 法第21条第1項第1号に規定する病院の従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士 病床数が100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

かがわ総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例議案

(かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 かがわ総合リハビリテーションセンター条例（昭和60年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活における<u>基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行うこと。</u></p> <p>(5) 児童福祉法第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、障害児を日々保護者の下から通わせて、<u>高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活の<u>指導</u>、独立自活に必要な知識技能の<u>付与及び治療を行うこと。</u></p> <p>(5) 児童福祉法第43条第2号に規定する<u>医療型児童発達支援センター</u>として、障害児を日々保護者の下から通わせて、<u>日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第6条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉センターの利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p>

施設	単 位	金 額
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
サービス事業所（療養介護） 略		
施設支援又は短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
略		
医療型障害児入所施設 略		
入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
<u>児童発達支援センター</u> 二	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
略		
略		

施設	単 位	金 額
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
サービス事業所（療養介護） 略		
施設支援又は短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
略		
医療型障害児入所施設 略		
入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
<u>医療型児童発達支援センター</u>	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	
略		
略		

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第2条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(種別及び金額)	(種別及び金額)

第2条 略

(指定試験機関等への納付等)

第4条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(21) 略			
(22) 香川県 立川部みどり園	福祉型障害児入所施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額	
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額	
(23) 香川県 障害者支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の主務大臣が定める		

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

(指定試験機関等への納付等)

第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(21) 略			
(22) 香川県 立川部みどり園	福祉型障害児入所施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項第1号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
(23) 香川県 障害者支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定		

施設たまたも園	基準により算定した費用の額		施設たまたも園	める基準により算定した費用の額	
(24) かがわ総合リハビリテーションセンター	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	(24) かがわ総合リハビリテーションセンター	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	サービス事業所（療養介護）			サービス事業所（療養介護）	
	略			略	
	施設支援又は短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額		施設支援又は短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	略			略	
	医療型障害児入所施設			医療型障害児入所施設	
	略			略	
	入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額		入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額		短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	<u>児童発達支援センター</u>	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額		<u>医療型児童発達支援センター</u>	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	略			略	

(25) 香川県
ふじみ園 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額

(26)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～366 略			
367 かがわ 総合リハビリ テーション センター 手数料	サービス事業所（療養 介護）、医療型障害児 入所施設、 <u>児童発達支 援センター</u> 及び病院	略	
368～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～10 略	
11 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第21条の規定に基づく <u>内閣府令</u> の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	略
12～15 略	

(25) 香川県
ふじみ園 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(26)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～366 略			
367 かがわ 総合リハビリ テーション センター 手数料	サービス事業所（療養 介護）、医療型障害児 入所施設、 <u>医療型児童 発達支援センター</u> 及び 病院	略	
368～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～10 略	
11 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第21条の規定に基づく <u>厚生労働省令</u> の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	略
12～15 略	

（香川県障害者支援施設たまも園条例の一部改正）

第3条 香川県障害者支援施設たまも園条例（昭和39年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（利用料金の額）</p> <p>第7条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>（利用料金の額）</p> <p>第7条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

(香川県ふじみ園条例の一部改正)

第4条 香川県ふじみ園条例(昭和41年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の額)</p> <p>第8条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第8条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務の質の評価等)</p> <p>第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、<u>児童自立支援施設及び里親支援センター</u>(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(業務の質の評価等)</p> <p>第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び<u>児童自立支援施設</u>(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

香川県子ども女性相談センター条例及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県子ども女性相談センター条例の一部改正)

第1条 香川県子ども女性相談センター条例(平成12年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センター</u>及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター(以下「センター」という。)を高松市に設置する。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定に基づく婦人相談所</u>及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター(以下「センター」という。)を高松市に設置する。</p> <p>2 略</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(基準の一般原則)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。</p> <p>(基準の一般原則)</p> <p>第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準と</p>

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～4の2 略	
5 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>	<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）</u>
6～19 略	

するに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～4の2 略	
5 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）</u>
6～19 略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案

香川県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

第21号

香川県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案

香川県土地改良事業分担金等徴収条例（昭和31年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。<u>第3項本文</u>において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 県は、法第91条の2第6項各号のいずれか（<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。<u>ただし、その者が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構に同条第3項第3号に規定する農業経営等の委託をした場合であつて、当該委託の解除をし、引き続き当該委託の解除に係る土地について同条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該委託の解除をした日までの期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上であるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項本文</u>の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。</p> <p>5 第1項又は第3項本文の規定により徴収する特別徴収金は、一時払の方法により徴収するものとする。</p>	<p>(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。<u>第3項</u>において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 県は、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>4 <u>前項</u>の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。</p> <p>5 第1項又は第3項の規定により徴収する特別徴収金は、一時払の方法により徴収するものとする。</p>

6 知事は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項本文の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

7 略

6 知事は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。

7 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第22号

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例議案

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第1条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年香川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(行為の制限) 第2条 略</p>	<p>(行為の制限) 第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 (1)～(7) 略 2 国の機関、都道府県、市(都の特別区を含む。)、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務の全部を処理する町村又は規則で定める独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。 3 別表第1に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を通知しなければならない。</p>						
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="190 1225 1070 1453"> <tr> <td>1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</td> </tr> <tr> <td>23～26 略</td> </tr> </table>	1～21 略	22 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為	23～26 略	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 1225 2056 1453"> <tr> <td>1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</td> </tr> <tr> <td>23～26 略</td> </tr> </table>	1～21 略	22 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為	23～26 略
1～21 略							
22 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為							
23～26 略							
1～21 略							
22 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為							
23～26 略							

27 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

28～34 略

27 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

28～34 略

（香川県一般海域管理条例の一部改正）

第2条 香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 略</p> <p>（1） <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域</p> <p>（2）・（3） 略</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く海域をいう。</p> <p>（1） <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域</p> <p>（2）・（3） 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第23号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例議案

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県監査委員条例等の一部を改正する条例議案

(香川県監査委員条例の一部改正)

第1条 香川県監査委員条例(昭和39年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の8第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の2第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年香川県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>

(香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第4条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）知事等 地方自治法<u>第243条の2の7第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等をいう。</p> <p>（2）普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）知事等 地方自治法<u>第243条の2第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等をいう。</p> <p>（2）普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令<u>第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

香川県職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p> (1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） 2,740人</p> <p> (2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>235人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>収用委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>病院局の職員 1,251人</p> <p style="text-align: right;">計 <u>4,369人</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>5 令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「2,740人」とあるのは「<u>2,790人</u>」と、「<u>4,369人</u>」とあるのは「<u>4,419人</u>」とする。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p> (1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） 2,740人</p> <p> (2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>231人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>収用委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>病院局の職員 1,251人</p> <p style="text-align: right;">計 <u>4,365人</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>5 令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「2,740人」とあるのは「<u>2,790人</u>」と、「<u>4,365人</u>」とあるのは「<u>4,415人</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第26号

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,500人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,538人</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,491人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,513人</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第27号

香川県行政経営指針－2024－の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県行政経営指針－2024－を策定することについて、議会の議決を求める。

第28号

第4次香川県がん対策推進計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第4次香川県がん対策推進計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第29号

第2次香川県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第2次香川県歯と口腔の健康づくり基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第30号

第9期香川県高齢者保健福祉計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第9期香川県高齢者保健福祉計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第31号

第7期かがわ障害者プランの策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第7期かがわ障害者プランを策定することについて、議会の議決を求める。

第32号

第八次香川県保健医療計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第八次香川県保健医療計画を策定することについて、議会の議決を求める。

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産	さぬき市造田地区	
	田	59,620.00㎡
	宅地	2,486.81㎡
	雑種地	332.00㎡
	用悪水路	16.00㎡
	公衆用道路	259.47㎡
	計	62,714.28㎡
2 予定金額	399,381,121円	
3 取得先	地権者 50名	

第34号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 売却物件 | 木田郡三木町大字井上字下々所2876番2 外4筆
宅地外 66,808.02㎡ |
| 2 売却金額 | 754,930,626円 |
| 3 売却先 | 木田郡三木町大字井上2876番地2
マグミット製薬株式会社 |

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 売却物件 | さぬき市昭和字白羽乙121番78 外1筆
宅地外 20,770.26㎡ |
| 2 売却金額 | 240,935,016円 |
| 3 売却先 | 高松市林町278番地1
高木綱業株式会社 |

第36号

権利の放棄について

県の貸付金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区 分	貸付年度	貸付を受けた者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

権利の放棄について

県立中央病院及び県立白鳥病院に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区 分	調 定 年 度	主 た る 債 務 者	放 棄 す る 権 利 の 内 容

区 分	調 定 年 度	主 た る 債 務 者	放 棄 す る 権 利 の 内 容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和6年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

(1) 大東川処理区

市 町 名	負 担 額
丸 亀 市	流入水量に1立方メートル当たり100円76銭を乗じて得た額
坂 出 市	同 上
宇 多 津 町	同 上
綾 川 町	同 上

(2) 金倉川処理区

市 町 名	負 担 額
善 通 寺 市	流入水量に1立方メートル当たり91円52銭を乗じて得た額
琴 平 町	同 上
多 度 津 町	同 上
まんのう町	同 上

第39号

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 県道高松坂出線（五色台工区） 道路改築工事（五色台トンネル）（高松側工区）
- 2 工 事 場 所 高松市亀水町
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 2,145,000,000円
変更後 2,297,276,300円
- 5 工 事 請 負 人 高松市東ハゼ町877番地
村上・青葉・城北特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社村上組
代表取締役 村上 博信
青葉工業株式会社
代表取締役 葛西 剛
城北建設株式会社
代表取締役 細谷 芳久

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 (土砂災害対策事業) 県道高松王越坂出線(乃生工区) 道路整備工事(第1工区)
- 2 工 事 場 所 坂出市王越町
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 843,700,000円
変更後 981,396,900円
- 5 工 事 請 負 人 高松市東ハゼ町877番地
村上・大字特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社村上組
代表取締役 村上 博信
大字建設株式会社
代表取締役 大字 徹

第41号

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 (防災・安全社会資本整備交付金) 県道高松王越坂出線(乃生東工区)道路整備工事(第4工区)・(土砂災害対策事業) 県道高松王越坂出線(乃生工区)道路整備工事(第2工区) (合冊)
- 2 工事場所 坂出市王越町
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請負金額 変更前 790,130,000円
変更後 939,471,500円
- 5 工事請負人 高松市朝日新町32番45号
タチバナ・重成・三興特定建設工事共同企業体
代表者 タチバナ工業株式会社
代表取締役 辻 隆志
株式会社重成土建
代表取締役 重成 幸雄
株式会社三興組
代表取締役 齋賀 仁

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 13,549,813,200円
変更後 13,616,165,200円
- 5 工 事 請 負 人 高松市中央町11番11号
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大林組四国支店
執行役員支店長 秋山 隆之
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一
株式会社菅組
代表取締役 菅 徹夫

第43号

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）空調設備工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 1,994,842,300円
変更後 2,206,046,700円
- 5 工 事 請 負 人 高松市兵庫町8番地1
三建設備・三喜工事・雉鳥工業特定建設工事共同企業体
代表者 三建設備工業株式会社四国営業所
所 長 川北 和弘
三喜工事株式会社
代表取締役 鈴木 雅登
雉鳥工業株式会社
代表取締役 渡邊 浩徳

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）電気設備工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 1,853,872,900円
変更後 2,139,819,000円
- 5 工 事 請 負 人 高松市花ノ宮町二丁目3番9号
四電工・三和電業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社四電工
代表取締役社長 関谷 幸男
三和電業株式会社
代表取締役 山地 一慶

第45号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,682,000円を上限とする金額 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市亀岡町19番8号
氏 名 白川 尊大
資 格 公認会計士 |

負担付き寄附の受け入れについて

令和6年1月12日に、次のとおり負担付き寄附の申し込みがあり、これを受け入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 寄附物件

(1) 船舶

種 類	小型船舶（図書等が搭載可能な書架設備等を備えた船舶）
数 量	1隻
総トン数	約19トン
寸 法	全長約20メートル、全幅約4メートル
船 齢	進水後20年以内

(2) 前号に掲げる船舶に係る附属設備一式（書架設備、空調設備、照明設備、無線設備、航海計器、操舵装置など）

2 寄附申込者

大阪府大阪市北区豊崎二丁目5番23号

株式会社安藤忠雄建築研究所

代表取締役 安藤 忠雄

3 寄附の目的

瀬戸内の離島等において、読書や体験活動などを通じて、子どもたちの豊かな感受性や創造性、読解力、瀬戸内への郷土愛等を育むとともに、交流人口の拡大など地域の活性化を図ることができるよう有効活用する目的で、上記寄附物件の寄附の申し込みがあったものである。

4 寄附の条件

(1) 前項の寄附の目的を踏まえ、本県が主体となり、第1項に規定する船舶の運航を行うこと。

(2) 第1項に規定する船舶の運航を正当な理由なく行わなかったときは、寄附物件の返還を求めることができること。

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。